



国選弁護人等への 援助金支出対象事件及び 援助金支出範囲の拡大

～「刑事弁護等援助金規則」関係規程の改正について～

仲田 隆介 Nakata Ryusuke (64期)

はじめに

当会（第二東京弁護士会）では、国選弁護人及び国選付添人が一定の活動を行った場合に、「刑事弁護等援助金規則」及び「罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する規則」に基づき、国選弁護人等に対し、その費用を援助するため、援助金を支出しています。

これに関し、日本弁護士連合会（日弁連）の2023年12月8日の臨時総会及び2024年1月18日の臨時総会において、日弁連「少年・刑事財政基金の支出に関する規則」等の改正が行われました。

これを受けて、当会では、国選弁護人等への援助金の支出対象事件及び支出範囲の拡大を目的として、「刑事弁護等援助金規則」関係規程の改正

作業中です。これらの改正が成立した場合、国選弁護人等への援助金の支出対象事件及び支出範囲が拡大することとなります。

本稿では、前記規程改正後に新たに支出対象及び支出範囲となる国選弁護人等への援助金の内容について、解説します。

なお、本稿の記載は2025年4月30日現在の規程改正作業内容に基づくものであることにご注意ください。



記録謄写に関する費用の援助について

国選弁護事件又は国選付添事件においては、国選弁護人又は国選付添人が刑事事件又は少年保護

事件の記録を謄写した場合、当該事件が否認事件等であるときを除き、謄写枚数が200枚を超える部分についてのみ、日本司法支援センター（法テラス）から謄写料が支払われる仕組みとなっています。

そのため、刑事事件又は少年保護事件の多くの割合を占める自白事件の場合には、国選弁護人又は国選付添人が事件記録を謄写しても、法テラスから謄写料が全く支払われない、又はほとんど支払われないこととなり、国選弁護人又は国選付添人の負担となっているだけでなく、適切な弁護活動・付添人活動を妨げる結果となっているとの指摘がありました。

これについて、今般、関連規程を改正し、国選弁護人及び国選付添人が事件記録を謄写（複写に加えて、デジタルカメラ等で撮影した画像データを印刷等した場合を含みます。）した場合、原則として、法テラスから謄写料が支払われなかつた額の50%を援助金として支出することとなりました。

これにより、これまで全く謄写料が支払われず、国選弁護人及び国選付添人の持ち出しとなっていた記録謄写費用の50%について援助金が支出されることとなり、国選弁護人等の負担の軽減となるとともに、より適切な弁護活動・付添人活動の実現に資することになると期待されます。

なお、記録謄写費用について費用援助を求める場合、国選弁護人及び国選付添人に対して一定の裏付け資料の提出を求ることとなる予定ですので、ご留意ください。 **図1**

図1

記録謄写に関する費用の援助

〈現行〉

通常の自白事件の場合、
200枚を超える部分のみが法テラスからの謄写料の支給対象

➡ 200枚までは、弁護人が全額費用負担

〈改正〉

通常の自白事件について、法テラスが謄写料を支給しない費用の50%を、
当会が援助金支出

➡ 200枚までの弁護人の費用負担が半分に！

※①謄写(コピー)以外でも援助金が支出されることがあります。②援助金の上限額は10万円です。



取調べの立会い等に関する援助について

(1) 弁護人による取調べの立会い等について

捜査機関による被疑者等の取調べについて、弁護人が取調べに立ち会うこと及び弁護人が取調べに関して被疑者等に助言することが極めて重要な意義を有することは、論をまたないところです。

しかしながら、多くの事例において、弁護人が捜査機関に取調べへの立合いを求めて捜査機関から拒否されることもある、弁護人が捜査機関に取調べの立合いを求めることが多いといえないのが現状です。

そこで、弁護人が取調べに立ち会うことを促進し、ひいては弁護人が取調べに立ち会うことを法制化することを目指すべく、今般、関係規程を整備することとしました。

具体的には、捜査機関による被疑者等への取調べに関し、国選弁護人等が以下の活動をした場合、援助金を支出することとしました。

(2) 取調べ等の立会いの申入れ

被疑者国選弁護事件の国選弁護人、刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の私選弁護人又は

被告人国選弁護事件の国選弁護人等（以下総称して、本稿で「弁護人」といいます。）が、捜査機関に対して、取調べ及び弁解録取（以下、両者を合わせて「取調べ等」といいます。）への弁護人の立会いを書面により申し入れた場合、1事件につき1回限り3000円（税込み）の援助金を支出します。

援助金支出の対象となる立会いの申入れは書面によるものに限ること、また、1事件につき1回限りであることに、ご留意ください。

（3）取調べ等の立会い

弁護人が取調べ等に現実に立ち会った場合は、立会い1日当たり2万円（税込）の援助金を支出します。

取調べ等の立会いの申入れと異なり、回数制限は設けていません。

（4）被疑者等への助言

弁護人が捜査機関に対して書面により取調べ等への立会いを申し入れたもののこれを拒否された場合で、弁護人が、取調べ等の開始時から終了時まで取調室外に滞在して被疑者又は被告人に助言できるように待機した場合、待機1日当たり1万5000円（税込み）の援助金を支出します。なお、被疑者又は被告人が逮捕・勾留されている場合には、1時間以上取調室外に待機している場合にも、援助金を支出することとします。

援助金の支出対象となるためには、原則として

取調べ等の開始時から終了時まで待機している必要があることにご留意ください。 **図2**



当事者鑑定に関する費用の援助について

当会では、これまで、①裁判員裁判対象事件において当事者鑑定を行うことが必要と認められる場合、②心神喪失又は心神耗弱の可能性が具体的に認められ、かつ公訴事実に争いがある事件において当事者鑑定を行うことが必要と認められる場合、③精神障害、知的障害又は発達障害（これらの障害の疑いがある場合を含む。）の被疑者、被告人又は少年に関する事件において当事者鑑定を行うことが特に必要と認められる場合等において、国選弁護人又は国選付添人が当事者鑑定を行ったときは、一定の範囲で、当事者鑑定に要する費用を援助してきました。

しかし、国選弁護事件及び国選付添事件において、当事者鑑定が必要な場合は、前記①ないし③の場合に限られません。

特に、国選弁護事件の多くを占める裁判官裁判の自白事件については、たとえ当事者鑑定を行う必要性が認められる場合であっても、原則として当事者鑑定に関する費用の援助を行い得ないという問題点が指摘されていました。

そこで、この度、前記①ないし③の事件に限らず、すなわち、裁判官裁判の自白事件であったとしても、国選弁護人が公訴事実に関連する争点の立証のため又は情状若しくは量刑に影響を及ぼす情状関連事実の立証のために必要であるとして当事者鑑定を行う場合には、当該当事者鑑定に要する費用の援助を行うこととしました。

図2

取調べの立会い等に関する費用の援助

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ① 書面による立会いの申入れ | 3,000円(1回限り) |
| ② 立会い(取調室内への滞在) | 20,000円(1日当たり) |
| ③ 準立会い(取調べの開始時から終了時まで、取調室外で待機) | 15,000円(1日当たり) |

※②と③の援助金は合計10万円が上限となります。

図3

国選弁護事件の当事者鑑定に関する費用の援助

- ① ①犯人性、事件性及び責任能力の有無その他公訴事実に関連した争点の立証のため
又は
②情状又は量刑に影響を及ぼす情状関連事実の立証のために当事者鑑定が必要と認められる事件について、
- ② 弁護人が専門家に依頼して当事者鑑定（精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、DNA鑑定等）を行った場合に、
- ③ 鑑定に係る費用について、30万円を上限に、援助金を支出

※裁判員裁判対象事件、心神喪失・心神耗弱の具体的な可能性がある事件等については、50万円を上限とする援助金制度があります。

これにより、事件の類型を限ることなく、当事者鑑定が必要と認められる多くの事件において、国選弁護人が当事者鑑定を行った場合、当該当事者鑑定に要する費用の援助が行われるようになり、より充実した弁護活動の実現に資することが期待されます。 **図3**



おわりに

今般の「刑事弁護等援助金規則」関係規程の改正によって、国選弁護人及び国選付添人への援助金支出対象事件及び援助金支出範囲が拡大することとなります。

「刑事弁護等援助金規則」関係規程の改正は、2025年7月1日施行予定で、2024年4月1日以降に国選弁護人又は国選付添人に選任された事件に遡及適用することを予定しています。

国選弁護人及び国選付添人を務める会員においては、充実した弁護活動及び付添人活動のためにも、積極的に援助金を活用いただければと思います。

もっとも、「刑事弁護等援助金規則」関係規程は、援助金の支出対象事件及び援助金の支出範囲を順次拡大すべく、改正を重ねてきたという経緯もあり、国選弁護人及び国選付添人のどのような活動にどの範囲で援助金が支出されるのか、分かりにくいことは否めないところです。

刑事弁護委員会では、会員からの援助金申請を分かりやすく、また、簡明にすべく、援助金申請用紙を隨時アップデートしていますが、援助金に関して不明点や疑問点があれば、お気兼ねなく当委員会（窓口：人権課）までお尋ねいただければと思います。

N_F